



令和8年自転車指導啓発重点地区

【横浜水上警察署】



新港地区・海岸通1丁目1番地

【選定理由】

- ・ 新港地区・海岸通1丁目1番地には観光名所や商業施設が多数あり、自転車利用者や歩行者が多く、自転車関連の交通事故が発生している。
- ・ 自転車専用通行帯が設置されている路線や自転車レーンが設けられている。

新港地区・海岸通1丁目1番地でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 無灯火
- イヤホン等使用
- 指定場所一時不停止
- 携帯電話使用等

自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入！

令和8年4月1日より、16歳以上の者が

- 重大な事故につながるおそれが高い違反をした
- 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高い違反をした
- 警察官の指導警告に従わない

場合は交通反則通告制度により検挙されます。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。